

## 自己評価型総合評価方式のQ & A

### 1 全般

#### Q1 手続きが良く分からないが？

自己評価型総合評価方式は、入札前に入札参加希望者から競争参加申請書及び自己採点表（総合評価項目の自己評価点）のみの提出を求め、開札後、落札候補者に対し、競争参加資格及び自己採点表に記載された内容の審査・確認を行う事後審査方式の一般競争入札です。

手続きは以下のように進めます。

- ① 入札参加希望者は、「競争参加申請書」及び「自己採点表」を郵送又は持参により、提出してください。
- ② 開札後に、入札価格と自己評価点から得られた評価値（以下「自己評価値」という。）を算出し、自己評価値の最も高い者を落札候補者に決定します。
- ③ 落札候補者は、入札説明書に基づいて、「競争参加資格確認申請書」、「技術資料」、「証明資料」を原則として開札後5日以内に電子入札システム、郵送又は持参により、提出してください。
- ④ 落札候補者から提出された競争参加資格確認申請書や技術資料等は、これまでと同様に審査を行い、競争参加資格の有無及び自己評価値の内容が正しいかを確認します。  
なお、落札候補者が競争参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札は無効となります。
- ⑤ 落札候補者の自己評価値を審査した後に得られる評価値（以下「審査後評価値」という。）と、他の入札参加者の自己評価値を比較し、落札候補者の審査後評価値が高く、かつ、競争参加資格を満たす場合は当該落札候補者を落札者に決定します。
- ⑥ 技術資料等の審査により、当該落札候補者の審査後評価値が他の入札参加者の自己評価値を下回った場合は、その時点で最も自己評価値の高い者を新たな落札候補者に決定し、上記の③以降の手続きを再び行います。

なお、新たな落札候補者の審査後評価値が当該落札候補者の審査後評価値を上回った場合は、当該落札候補者の落札候補者の決定を取り消すものとします。

#### Q2 総合評価の自己採点と入札価格だけで落札者が決まるのか？

総合評価の自己採点と入札価格で落札候補者が決まりますが、落札候補者の競争参加資格や技術資料並びに施工体制に関する評価項目をこれまでと同様に審査・確認を行った後に、落札者を決定します。

このため、自己採点と入札価格だけで落札者を決定するものではありません。

**Q 3 自己評価値の最も高い者が複数いる場合はどうするのか？**

電子入札システムによるくじ引きにより落札候補者を決定します。

**Q 4 審査後評価値の最も高い者が複数いる場合はどうするのか？**

電子入札システムによるくじ引きにより落札者を決定します。

**Q 5 審査後評価値の最も高い者が低入札だった場合はどうするのか？**

「低入札価格調査の実施要領」に基づく調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、その者を落札者に決定します。

なお、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときには、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、審査後評価値の最も高い者を落札者に決定することがあります。

**Q 6 手続きが複雑そうだが、入札参加者にとってメリットはあるのか？**

入札参加希望者は競争参加申請書及び自己採点表の提出で入札に参加ができ、競争参加資格や自己採点表の内容を確認するための技術資料及び証明資料は落札候補者のみに提出していただくため、これら資料の作成・取りまとめ等の負担軽減が図られると考えています。

**Q 7 この方式を導入すると公告から落札者決定までの時間は短縮されるのか？**

公告から落札者決定までの日数は、若干長くなると想定しています。また、落札候補者の自己採点に誤りがあり、評価値が変わって新たな落札候補者を定める必要が生じた場合は、さらに日数がかかってしまうため、自己採点表は入札説明書等を良く理解して記入し、誤りの無いように努めてください。

## 2 自己採点表

**Q 8 自己採点表はどのように提出するのか？**

自己採点表は、競争参加申請書とともに郵送又は持参により、提出していただきます。競争参加申請書の提出のみでは本競争に参加できませんのでご注意ください。

**Q 9 総合評価の自己採点は高めに申請した方が有利となるのか？**

自己採点が過大と判定された場合は、過大評価した項目の点数を本来の評価点として評価します。

**Q10 自己採点表は代表者印が必要か？**

自己採点表には代表者印は不要です。ただし、工事件名と内容の記入者（内容についてお問い合わせする際に必要になります。）を書き忘れないようにご注意ください（工事名未記入、工事名が違う場合は、無効となります。）。

**Q11 自己採点表の提出について注意する点はあるか？**

自己採点表は、技術資料や証明資料を良く確認のうえ、様式23に記入し提出してください。

**Q12 自己採点表を提出せずに応札した場合はどうなるのか？**

入札は無効として取り扱います。

**Q13 自己採点表はどのように扱われるのか？**

入札価格との合計点で落札候補者を決定するために使用します。

落札候補者決定後は、自己採点に誤りが無いか技術資料を用いて審査・確認したうえで最終的に評価値（審査後評価値）を算出し、自己採点に誤りがなければ、当該落札候補者を落札者とします。

**Q14 自己採点表の再提出はできるのか？**

競争参加申請書の提出期間内であれば、自己採点表の差し替えは何度でも認めています。差し替えがあった場合、最後に提出された自己採点表の内容をもって審査・確認いたします。提出期間を過ぎての再提出は、原則として認めません。

**Q15 自己採点を間違えた場合のペナルティはあるのか？**

**自己採点が過大と判定された場合、過大評価した項目の点数を本来の評価点として評価します。** 過少評価されていた項目については、提出された自己採点をそのまま採用します。

### 3 技術資料

**Q16 技術資料はどのように提出するのか？**

自己採点表の内容を証明するための技術資料は、落札候補者となった時点で、原則として電子入札システムにより、競争参加資格確認資料と一緒に提出していただきます。

**Q17 これまで技術資料は持参して提出していたが郵送してよいのか？**

入札参加者の負担を少なくする目的があるので、郵送又は電子入札システムにて提出期間内に到着又は提出いただいたものを有効としています。従来どおり、持参いただいてもかまいません。

**Q18 提出した技術資料に誤りや不備があることに気づいたが、再提出や追加提出はできるのか？**

競争参加資格確認申請書の提出期間内であれば、技術資料の差し替えを認めています。ただし、提出期間を過ぎての再提出や追加提出は、原則として認めません。

**Q19 技術資料と競争参加資格確認申請書に同じ内容の証明資料があるが、両方に添付するのか？**

総合評価の技術資料と競争参加資格確認申請書の証明資料に同じものがある場合は、競争参加資格確認申請書のみ添付していただければ、両方の資料に同じものを添付する必要はありません。その場合、証明資料が共通であることを記載いただけるようにお願いします。

例：様式3の証明資料と共通の場合、該当資料のインデックスに「様式3資料」と「様式20資料」の両方を記載いただく、など